

令和5年度 第2回原村国保運営協議会会議録

令和6年1月22日(月) 午後6:55
原村役場 201会議室(2階)

出席委員 (被保険者代表) 折井、清水
(保険医保険薬剤師代表) 正木、丸山
(公益代表) 平出、小松

職員 (保健福祉課長) 伊藤 (住民財務課長) 鎌倉
(医療給付係長) 河野 (税務係長) 中村
(国保担当) 松澤 (国保税担当) 植松

1 開 会

保健福祉課長：国民健康保険運営協議会を開催します。

2 村長挨拶

村長：日頃より原村国民健康保険の運営にご尽力いただき感謝申し上げます。
本日の協議会では第1回に引き続き、国民健康保険税の統一に向けての税率改正について慎重かつ綿密な協議をいただき、国民健康保険の健全な財政運営を行っていくため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。
(村長退席)

3 協議事項

(1) 会議録署名人の指名

保健福祉課長：小松委員・清水委員にお願いします。

(2) 令和6年度国民健康保険税率について

医療給付係長：資料に基づき説明

会長：説明について質問や意見がありますか。

D委員：県の示す納付金額の275,200,824円の内訳は。また、令和6年度(案)の数値と若干相違があるが。

医療給付係長：納付金額の内訳は資料の当該市町村の確定納付金額の下部に記載があります。また、令和6年度(案)の数値は、令和5年12月31日時点での所得、世帯数、被保険者数を基に算出しています。県の数値は過年度の各推計等を用いて算出しており、計算過程で調整があるため、単純に税率を掛けて算出しているものではないため、差異が生じています。

D委員：令和6年度(案)の応能割・応益割の率は、前回の提示と違っているが、県で算定したものなのか、こちらで納付金の額を受けて率を変更しているのか。

医療給付係長：前回の会議資料で示した率は、昨年同時期に示された令和4年度算定の標準保険料率で試算したのとなっており、今回は令和5年度で示された標準保険料率を基準に試算したものです。これについて、県が算定した納付金に計算を加え、原村が納付金を納めるのに実際必要となる税額を算出し、税率はどのくらいと示されるものが、原村分の標準保険料率です。ですので、県が示すものです。

D委員：6年度の県の標準保険料率を算出する所得などの数値はいつ時点のものを使うのか。

医療給付係長：所得計算の推計方法は、過去3年の一人当たりの平均所得に被保険者数の推計値を掛ける計算をしており、単年ではなく過去何年か分を参考にしています。

税務係長：県が示す標準保険料率までに段階的に引き上げる場合の資料における、令和6年度（案）の数値について、令和6年度は賦課限度額の改定があるが、試算には後期高齢者支援分の2万円増額、が見込まれているのか。

医療給付係長：県から正式な通知は来ていないので、限度額の引き上げ及び軽減判定方法などの変わる部分については見込まれていません。今後歳入の部分において数値が変わる部分が出てくると思われます。

会長：来年度以降の保険税率の見込みについて。

医療給付係長：令和7年度は資産割の減額がないため、被保険者の税納付の負担感が若干大きくなることが想定されます。県内では、既に50市町村が3方式に移行しています。資料にもあるとおり、岡谷市では令和6年度に資産割を廃止する事としています。11月の会議でもありましたように、資産割廃止と併せて保険料の段階的改定とするか、一気に改定するのかというところですが。

C委員：支出の内訳について、原村の医療費無料化などの影響や明細は。また、中学生までの医療費が無料となることについて、今まで村で負担していた分が県から補助が出ることによって浮くお金の使い道は。

医療給付係長：医療費特別給付金制度による18歳までの子どもの医療費無料に係るものは、一般会計で経理しています。国民健康保険特別会計に影響があるものとしては、県の補助対象以外で村独自に子どもの医療費の助成をしている部分が納付金を算定する際に影響していますが、令和6年度に廃止となります。なお、子どもの医療費に係る県からの補助による浮く部分は、今後関連する部署等と相談して決めていくことになると思われます。

D委員：令和6年度の納付金は最終的に1人当たり8,218円増で、繰越金や基金からの繰り入れをすれば、1人当たりの額が減ると思われるが、そのあたりについてどのような方向になるのか。

医療給付係長：1人当たり8,218円の増というのは、二次医療圏での医療費指数を3/6近づけたことによる影響額です。今年示されている標準保険料率は、令和6年度に支払う納付金の額を集めるために必要な税率です。

現状、原村の税率は標準保険料率を下回っているため、段階的に標準保険料率に向けて引き上げをし、足りない部分に繰入金や基金を充てていくことになると思います。

D委員：納付金が今のペースで伸びてしまうと、納付金の額がかなりの額になると不安な部分があります。

医療給付係長：今後の納付金額の試算は難しいところで、標準保険料率が今後どのように動いていくか見えない部分でもあり、今年の上り幅はかなり大きいと感じている部分であります。来年度も状況を見ながら検討していくと思われませんが、繰入金や基金の残高をみながら足りない場合に段階的ではなく一気に標準保険料率にもっていくことを検討していかなければならない可能性もあります。

A委員：二次医療圏の水準で見ると現状は。

医療給付係長：令和9年度までに応益割の水準と医療費の水準を二次医療圏、つまり諏訪圏域で合わせていなければならないが、現状一人当たりの医療費が原村は低いため、諏訪市や岡谷市の医療費が高い分を諏訪圏域で均した場合の原村の上り幅は、他市町に比べて大きく、また、1人当たりの所得が多いことや被保険者数の減少率が低いことなどから、現状納付金の額は大きくなっている。（せっかく、1人当たりの医療費を抑えているのに結果としては、納付金の額が大きくなってしまう。）

会長：他意見等なければ採決を取ります。令和6年度保険料率について、事務局から示されたとおりでよろしいでしょうか。

－全員賛成－

賛成多数で、資産割以外の保険料率について、県が示す原村の標準保険料率を参考に段階的に改定することとしたいと思います。令和6年度の保険税率について、事務局より答申案を配布します。

（答申案読み上げ）

以上、審議を終了します。

4 その他

(1) 令和5年度諏訪地方国民健康保険事業研修会の開催（2/28）について

医療給付係長：出欠報告を2/19（月）までに事務局までお願いします。

(2) 長野県国民健康保険運営方針（案）について

医療給付係長：会議資料に長野県国民健康保険運営方針（案）及び付属資料を配布しています。県のホームページで令和6年1月23日（火）までパブリックコメントを実施しています。なお、先ほどの納付金算定方法や、県内他市町村の状況と資料がありますので、ご覧ください。

保健福祉課長：事務局より、国保運営協議会の開催時間について、現在19時開始で行っていますが、会議終了が遅くなってしまうことも含め、日中がよいなどご要望等ありましたら、柔軟に対応させていただきますので、ご意見がありましたら事務局までお願いします。

以上を持ちまして令和5年度第2回原村国民健康保険運営協議会を終了します。ありがとうございました。

(閉会 午後7時52分)